

令和3年度第2回 兵庫地方労働審議会

日時：令和4年2月22日（火）10：00～11：30

場所：オンラインで開催

（兵庫労働局15階第1共用会議室）

議題：

- （1）兵庫地方労働審議会運営規程の改訂について
- （2）各専門部会報告について
 - 家内労働部会
 - 港湾労働部会
- （3）令和4年度兵庫労働局行政運営方針（案）について

資料：

- 名簿 兵庫地方労働審議会委員名簿
- 資料1－1 厚生労働省組織令
- 資料1－2 地方労働審議会令
- 資料1－3 兵庫地方労働審議会運営規程（令和3年11月12日改正分）
- 資料1－4 兵庫地方労働審議会運営規程（案）
- 資料1－5 兵庫地方労働審議会運営規程新旧対照表
- 資料2－1 家内労働部会議事要旨
- 資料2－2 兵庫地方労働審議会家内労働部会委員名簿
- 資料2－3 港湾労働部会議事要旨
- 資料2－4 兵庫地方労働審議会港湾労働部会委員名簿
- 資料3 令和4年度兵庫労働局行政運営方針（案）

参考資料：

- 1 労災保険・雇用保険適用事業場数、年度別労働保険料徴収状況（印紙保険料を除く）
- 2 改正育児・介護休業法等解説セミナー、パワハラ防止措置について
- 3 育児・介護休業法改正ポイントのご案内
- 4 女性活躍推進法（101～300人企業義務化）について
- 5 「シフト制」労働者の雇用管理を適切に行うための留意事項
- 6 時効等延長改訂について
- 7 兵庫県の最低賃金
- 8 兵庫県の最低工賃
- 9 一般職業紹介状況（令和3年12月分及び令和3年分）
- 10 雇用調整助成金・産業雇用安定助成金の支給実績等
- 11 民間企業における障害者の雇用状況（6-1 報告）
- 12 一体的実施施設事業実績状況（令和3年12月末現在）

兵庫地方労働審議会委員名簿

11期（令和3年10月1日～5年9月30日）

	氏 名	所 属 ・ 役 職
公 益 代 表	今井 陽子	弁護士法人東町法律事務所 弁護士
	小林 由佳	株式会社神戸新聞社 論説委員
	櫻庭 涼子	神戸大学大学院 法学研究科教授
	会長代理 鈴木 克司	一般社団法人兵庫県医師会 副会長
	松尾 俊彦	大阪商業大学 総合経営学部教授
	会 長 柳屋 孝安	関西学院大学 副学長（法学部 教授）
労 働 者 代 表	尾野 哲男	JAM山陽 兵庫県連絡会 会長 JAMオーークラ輸送機労働組合 組合長
	小西 啓介	日本基幹産業労働組合連合会 兵庫県本部 事務局長
	中西 織絵	UAゼンセン兵庫県支部 主任
	那須 健	日本労働組合総連合会兵庫県連合会 事務局長
	森山 政行	私鉄総連兵庫ブロック協議会議長 山陽電気鉄道労働組合 執行委員長
	横川 易季	電機連合兵庫地方協議会議長 東芝労働組合姫路支部執行委員長
使 用 者 代 表	今村 弥雪	川崎重工業株式会社 本社総務本部 総務部副部長
	瀬川 里志	兵庫県中小企業団体中央会 専務理事
	橋本 玲子	神戸商工会議所 女性会会長 株式会社TD・K 代表取締役社長
	藤本 義久	モロゾフ株式会社 取締役 常勤監査等委員
	松ヶ下 昭人	姫路経営者協会副会長 山陽特殊製鋼株式会社 参与 総務部長
	山本 清美	アンサー株式会社 代表取締役社長

（50音順）

厚生労働省組織令

(平成十二年六月七日)

(政令第二百五十二号)

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)及び厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の規定に基づき、この政令を制定する。

第百五十六条 都道府県労働局の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。

(地方労働審議会)

第百五十六条の二 都道府県労働局に、地方労働審議会を置く。

2 地方労働審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県労働局長の諮問に応じて労働基準法、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、労働安全衛生法、作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)、賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。第四十四条、第四十五条及び第四十七条の規定に限る。)、港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)及び家内労働法の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、都道府県労働局長又は関係行政機関(家内労働法の施行に関する重要事項にあっては、都道府県労働局長)に意見を述べること。

三 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、地域雇用開発促進法及び家内労働法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 厚生労働大臣が指定する都道府県労働局に置かれる地方労働審議会は、前項に定めるもののほか、関係都道府県労働局長の諮問に応じて同項第一号に掲げる重要事項のうち港湾労働法の施行に関するものであって二以上の都道府県の区域の一部をその区域とする港湾に係るものについて調査審議し、かつ、関係都道府県労働局長又は関係行政機関に意見を述べることができる。

4 前二項に定めるもののほか、地方労働審議会に関し必要な事項については、地方労働審議会令(平成十三年政令第三百二十号)の定めるところによる。

地方労働審議会令

(平成十三年九月二十七日)

(政令第三百二十号)

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(名称)

第一条 地方労働審議会（以下「審議会」という。）には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第二条 審議会は、委員十八人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第三条 委員は、労働者（家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第七条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。

4 前条第四項から第七項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 （平成二九年七月七日政令第一八五号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。

令和 3 年 11 月 12 日
兵庫地方労働審議会

兵庫地方労働審議会運営規程

第 1 条 兵庫地方労働審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）第 156 条の 2 及び地方労働審議会令（平成 13 年政令第 320 号。以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の 3 分の 1 以上から請求があったときに会長が召集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、最低工賃の決定又はその改正の決定につき、審議会令第 7 条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に調査審議を求める諮問の場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の召集に代えるものとする。

3 労働局長又は委員は、会長に会議の召集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を召集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 7 日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

第 3 条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第 8 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第 4 条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第 5 条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条から第6条までの規定（第2条第2項を除く）は、審議会令第6条に規定する部会（以下「部会」という。）及び最低工賃専門部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第9条 審議会に、次の部会を置く。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会
- 三 港湾労働部会

- 2
- 一 前項第一号の部会は、労働災害の防止に関する専門の事項を審議する。
 - 二 前項第二号の部会は、家内労働に関する専門の事項（家内労働法第21条第1項の規定により最低工賃専門部会が所掌する事項を除く。）を審議する。
 - 三 前項第三号の部会は、港湾労働に関する専門の事項を審議する。

第10条 前条に規定する部会（その部会長が委員であるものに限る）又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

2 最低工賃専門部会については、家内労働法第9条第2項の規定に基づく審議会の意見に関する異議の申出がなかった場合には、その時点で廃止する。

第11条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第12条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第 13 条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則（平成 13 年 10 月 1 日）

この規程は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 12 日）

この規程は、平成 14 年 3 月 12 日から施行する。

附則（平成 14 年 12 月 5 日）

この規程は、平成 14 年 12 月 5 日から施行する。

附則（平成 24 年 11 月 7 日）

この規程は、平成 24 年 11 月 7 日から施行する。

附則（令和 3 年 11 月 12 日）

この規程は、令和 3 年 11 月 12 日から施行する。

(案)

令和 4 年 月 日
兵庫地方労働審議会

兵庫地方労働審議会運営規程

第 1 条 兵庫地方労働審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）第 156 条の 2 及び地方労働審議会令（平成 13 年政令第 320 号。以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の 3 分の 1 以上から請求があったときに会長が招集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、最低工賃の決定又はその改正の決定につき、審議会令第 7 条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に調査審議を求める諮問の場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を发出することをもって、会議の招集に代えるものとする。

3 労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 7 日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

第 3 条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第 8 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第 4 条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第 5 条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条から第6条までの規定（第2条第2項を除く）は、審議会令第6条に規定する部会（以下「部会」という。）及び最低工賃専門部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

- 2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第9条 審議会に、次の部会を置く。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会
- 三 港湾労働部会
- 2 一 前項第一号の部会は、労働災害の防止に関する専門の事項を審議する。
- 二 前項第二号の部会は、家内労働に関する専門の事項（家内労働法第21条第1項の規定により最低工賃専門部会が所掌する事項を除く。）を審議する。
- 三 前項第三号の部会は、港湾労働に関する専門の事項を審議する。

第10条 前条に規定する部会（その部会長が委員であるものに限る）又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

- 2 最低工賃専門部会については、家内労働法第9条第2項の規定に基づく審議会の意見に関する異議の申出がなかった場合には、その時点で廃止する。

第11条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第12条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第13条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則（平成 13 年 10 月 1 日）

この規程は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 12 日）

この規程は、平成 14 年 3 月 12 日から施行する。

附則（平成 14 年 12 月 5 日）

この規程は、平成 14 年 12 月 5 日から施行する。

附則（平成 24 年 11 月 7 日）

この規程は、平成 24 年 11 月 7 日から施行する。

附則（令和 3 年 11 月 12 日）

この規程は、令和 3 年 11 月 12 日から施行する。

附則（令和 年 月 日）

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

兵庫地方労働審議会運営規程 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が招集する。 2 審議会は、前項の規定にかかわらず、最低工賃の決定又はその改正の決定につき、審議会令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に調査審議を求める諮問の場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えるものとする。 3 労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。 4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。	第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が召集する。 2 審議会は、前項の規定にかかわらず、最低工賃の決定又はその改正の決定につき、審議会令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に調査審議を求める諮問の場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の召集に代えるものとする。 3 労働局長又は委員は、会長に会議の召集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。 4 会長は、会議を召集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

兵庫地方労働審議会 第23回家内労働部会議事要旨

整理番号									
開催年月日		令和4 年2月2日		開催場所		兵庫労働局 第3 共用会議室 (神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー16 階)			
出席委員数	公益代表	3	議 題		1 部会長・部会長代理の選出について 2 兵庫地方労働審議会家内労働部会運営規程の改正について 3 令和3 年度家内労働対策について 4 兵庫県靴下製造業最低工賃について 5 兵庫県電気機械器具製造業最低工賃について				
	家内労働者代表	3							
	委託者代表	3	採決状況	区 分	賛成	反対	保留	欠席	
				公 益 代 表					
				家内労働者代表					
委 託 者 代 表									
次回開催予定年月日			未 定						
議 事 概 要	1 定足数の充足 委員全員の出席により、定足数を充足していることが確認された。								
	2 部会長・部会長代理の選出について 部会長に今井委員、部会長代理に梅野委員が選出された。								
	3 押印廃止、テレビ会議システムの利用に伴う兵庫地方労働審議会家内労働部会運営規程の改正について、承認された。								
	4 令和3 年度家内労働対策について 全国及び当局内の家内労働の概況、最低工賃新設・改正3 か年計画、家内労働監督の実施状況等について説明が行われた。								
	5 兵庫県靴下製造業最低工賃について 兵庫県靴下製造業最低工賃実態調査の結果等から、家内労働者に支払われる工賃額は最低工賃額近傍が多く、経年的にも工賃水準が上昇している状況とはいえないこと、最低工賃の設定業務に係る委託者数、家内労働者数とも減少傾向にあること等を総合的に判断し、事務局から兵庫県靴下製造業最低工賃の改正諮問の見送りを提案した。 審議の結果、同最低工賃の改正諮問の見送りが公労使三者の合意により了承された。 審議の中で委員から、靴下製造業については外国製品に押され、家内労働自体が先細りの状況にあるが、最低工賃についてはこのまま維持し、国産の靴下の需要の開拓を図っていきたいとの意見があった。								

6 兵庫県電気機械器具製造業最低工賃について

兵庫県電気機械器具製造業最低工賃実態調査の結果から、家内労働者に支払われる工賃額が経年的に引き上がっていないこと、電気機械部品が多様化し、最低工賃の設定業務で家内労働に占める割合が 1 割程度であること、作業を統合して最低工賃を設定することが困難であること、特に印刷回路基板の業務の委託者数、家内労働者数が著しく減少していること等を総合的に判断し事務局から兵庫県電気機械器具製造業最低工賃の改正諮問の見送りを提案した。

審議の結果、同最低工賃の改正諮問の見送りが公労使三者の合意により了承された。

審議の中で委員から、実態調査結果では最低工賃未満の委託者がいるようなので、行政が的確に指導をしていただきたいとの意見があった。

7 その他

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、部会はテレビ会議システムを利用して行われた。(会場出席 2 名、オンライン出席 7 名)

第11期 兵庫地方労働審議会家内労働部会委員名簿

兵庫労働局

区分	委員又は臨時委員の別	氏 名	現 職 名
公益代表	委 員	部会長 いまい 陽子 今井	弁護士法人東町法律事務所 弁護士
	臨時委員	部会長代理 うめの なおとし 梅野 巨利	大阪商業大学 総合経営学部 教授
	臨時委員	おかざき としみ 岡崎 利美	追手門学院大学 経営学部 准教授
家内労働者代表	委 員	なかにし おりえ 中西 織絵	U A ゼンセン 兵庫県支部 主任
	臨時委員	みむら さとし 三村 敏	播州労働組合連合会 書記長
	臨時委員	もりた なおき 森田 直樹	日本労働組合総連合会兵庫県連合会 副事務局長
委託者代表	委 員	せがわ さとし 瀬川 里志	兵庫県中小企業団体中央会 専務理事
	臨時委員	ふじしま じゅんこ 藤嶋 純子	株式会社フジ・データ・システム 代表取締役社長
	臨時委員	わしお よしまさ 鷺尾 吉正	兵庫県靴下工業組合 理事長 ワシオ株式会社 代表取締役
備 考		任命期間：令和5年9月30日まで	

五十音順

令和 3 年度兵庫地方労働審議会港湾労働部会議事要旨

整理番号							
開催年月日		令和4年2月4日～同月15日		開催場所		各委員へ持ち回り方式	
出席委員数	公益代表	5	議 題		1 部会の開催について		
	労働者代表	5			2 兵庫地方労働審議会港湾労働部会長の選任及び部会長代理の指名について		
	使用者代表	5	採決状況	3 神戸港の港勢について			
				4 神戸港における港湾労働者の現状について			
				5 意見・質問について			
			区分	賛成	反対	保留	欠席
			公益代表				
			労働者代表				
			使用者代表				
次回開催予定年月日							
議 事 要 旨	1 部会の開催について 兵庫県に蔓延防止等重点措置が発出されたため、会議の開催を参集型から持ち回り方式に変更し開催した。						
	2 兵庫地方労働審議会港湾労働部会長の選任及び部会長代理の指名について 地方労働審議会令第6条第4項に基づき、第11期の兵庫地方労働審議会港湾労働部会長の選任を行うにあたり選挙を実施し、公益代表委員の「松尾 俊彦」氏が部会長として選任された。 また、地方労働審議会令第6条第6項に基づき、部会長から公益代表臨時委員の「西村 悦子」委員が部会長代理として指名された。						
	3 神戸港の港勢について 神戸市港湾局から「神戸港の港勢について（令和3年1月～同10月）」の資料提供を行った。						
	4 神戸港における港湾労働者の現状について 労働局から、「最近における労働市場（令和3年11月分）」及び「港湾労働関係指標（令和元年～令和3年度）」の資料提供を行った。						
	5 意見・質問について 「立入検査等実施状況」、「港湾労働者の求人募集について」、「神戸港の港勢について」「慢性的港湾労働者不足について」、「急ぎ仕事が生じた場合の労働者確保の現状について」、「コロナ禍における港湾労働現場の影響について」など意見・質問が出された。 全ての委員に対しこのような意見・質問があったことを共有し、次年度の港湾労働における課題を含めて引き続き港湾労働対策の審議を行うこととした。						

兵庫地方労働審議会 港湾労働部会委員名簿

兵庫労働局

区分		委員名	所属・役職名
労働者代表委員	臨時委員	まさ 正 木 はじめ 一	神戸港湾労働組合連合会 書記長
	臨時委員	おお 大 いし 石 こう 浩 じ 二	神戸港湾労働組合連合会 書記次長
	臨時委員	うす 碓 い 氷 りょう 良 すけ 介	全日本港湾労働組合 関西地方神戸地区協議会 議長
	臨時委員	とび 飛 た 田 ゆう 雄 いち 一	全日本港湾労働組合 関西地方神戸地区協議会 副議長
	臨時委員	わ 和 だ 田 ふみ 文 お 男	全日本海員組合関西地方支部 地方支部長代行
使用者代表委員	臨時委員	す 須 どう 藤 あき 明 ひこ 彦	株式会社 大森廻漕店 代表取締役社長
	臨時委員	ふく 福 しま 島 のり 則 ゆき 之	三井倉庫 株式会社 神戸支店長
	臨時委員	た 田 なか 中 たかし 孝	神戸サンソー港運 株式会社 代表取締役社長
	臨時委員	かわ 川 きき 崎 まさ 真 ひろ 裕	神菱港運 株式会社 取締役社長
	臨時委員	なか 中 がわ 川 昌 ひろ 宏	関西梱包 株式会社 代表取締役社長
公益代表委員	委 員	部会長 まつ 松 お 尾 とし 俊 ひこ 彦	大阪商業大学 総合経営学部 主任教授
	臨時委員	た 田 なか 中 やす 康 ひと 仁	流通科学大学 商学部 准教授
	臨時委員	部会長代理 にし 西 むら 村 えつ 悦 こ 子	神戸大学 大学院 海事科学研究科 准教授
	臨時委員	ふ 渕 ち 真 まさ 輝	神戸大学 大学院 海事科学研究科 准教授
	委 員	いま 今 い 井 よう 陽 こ 子	弁護士法人東町法律事務所 弁護士
専門委員		いし 石 はら 原 あきら 彰	神戸運輸監理部長
		ひろ 廣 せ 瀬 かず 一 お 雄	兵庫県産業労働部政策労働局長
		は 長 せ が わ 谷 川 のり 憲 たか 孝	神戸市港湾局長

兵庫労働局行政運営方針

案

令和4年度



～ ポストコロナ時代への対応 ～

兵庫労働局においては、新型コロナウイルス感染症の影響のもと、雇用維持・労働移動に取り組んでいる企業への支援や、すべての人が活躍し働きやすい環境の整備を重点課題とし、以下の対策に取り組めます。

第1章 雇用維持・労働移動等に向けた支援やデジタル化への対応

- 1 雇用の維持・継続等に向けた支援
- 2 デジタル化の推進

第2章 多様な人材の活躍促進

- 1 女性活躍・男性の育児休業取得率の促進
- 2 子育て中の女性に対する就職支援
- 3 非正規雇用労働者等へのステップアップ支援
- 4 新規卒卒者等への就職支援
- 5 就職氷河期世代への就職支援
- 6 医療、介護、保育等分野への就職支援
- 7 高齢者の就労支援
- 8 障害者の就労支援
- 9 外国人への支援
- 10 生活保護受給者等の就労支援
- 11 地域のニーズを踏まえた職業訓練の促進

第3章 誰もが働きやすい職場づくり

- 1 安全で健康に働くことができる環境づくり
- 2 最低賃金制度の適切な運営
- 3 過労死等事案をはじめとする労災請求事案に係る迅速・公正な処理
- 4 治療と仕事の両立支援
- 5 柔軟な働き方がしやすい環境整備

第4章 地方公共団体等と連携した行政運営

- 1 地方公共団体と連携した地域雇用対策の推進
- 2 労使等の関係者及び関係機関との連携
- 3 大学・高校等における労働法制講義

写真：世界遺産 姫路城（出所：姫路市）

兵庫労働局

労働基準監督署
ハローワーク



第1章 雇用維持・労働移動等に向けた支援やデジタル化への対応

1 雇用の維持・継続等に向けた支援

(1) 雇用調整助成金等による支援

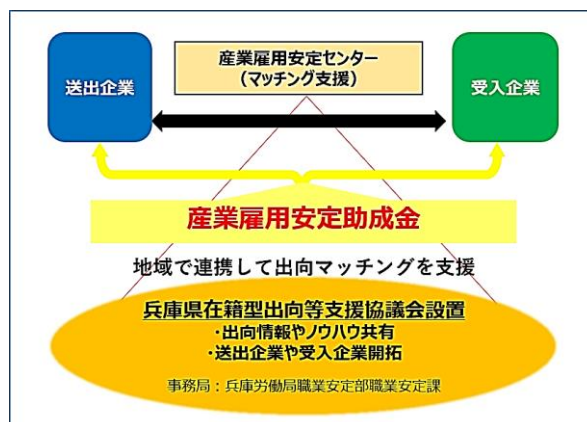
新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、休業、教育訓練、出向を通じて雇用維持に取り組む事業主を「雇用調整助成金」「緊急雇用安定助成金」により引き続き支援します。

(2) 在籍型出向の取組への支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業と人手が不足している企業との間で「在籍型出向」により雇用を維持するための取組を引き続き支援します。

兵庫県においては人材受け入れニーズが高いことから、産業雇用安定センターと連携して送り出し企業とのマッチング支援を強化し、取組を進める企業に対しては「産業雇用安定助成金」により出向中に要する経費の一部を助成します。

また、行政機関、労使団体及び経済団体等を構成員とする「兵庫在籍型出向等支援協議会」に事務局として参画し、在籍型出向の情報連携や制度の理解促進を図ります。



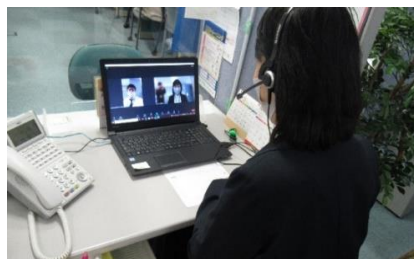
2 デジタル化の推進

(1) オンライン・SNSを活用したサービスの提供

新型コロナウイルスの影響等により、ハローワークへの来所に不安がある求職者のニーズに対応するため、オンラインによる職業相談、職業紹介業務を県内全所に展開し、面接演習やセミナー等の就職支援サービスをオンラインでも提供します。



オンライン相談リーフレット(ハローワーク豊岡)



オンライン職業相談実施風景



三宮わかものハローワークPR用【YouTube】

(2) 電子申請の利用促進

雇用保険の手続きについて、リーフレット等により周知することで、電子申請の利用を促進し、事業者の作業時間を削減するとともに、事務処理の迅速化・効率化を図り、行政サービスの向上を図ります。

	電子申請率
H28年度	18.1%
H29年度	22.2%
H30年度	28.8%
R元年度	34.8%
R2年度	47.4%

(資料出所：兵庫労働局業務統計)

第2章 多様な人材の活躍促進

1 女性活躍・男性の育児休業取得率の促進

(1) 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備

男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みである産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設や、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等を内容とする育児・介護休業法の改正について、あらゆる機会を通じて周知に取り組み、施行後は着実な履行確保を図ります。また、両立支援等助成金の活用等による支援を行います。

さらに、男性労働者の育児休業の取得促進に集中的に取り組むため、育児休業制度等に関する相談窓口を設置し、育児・介護休業法の改正内容に関する相談のほか、現行の育児・介護休業制度に関する相談にも対応しています。窓口では、男性労働者に限らず、女性労働者や有期雇用労働者、中小事業主等からの相談にも対応しています。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく取組が優良な事業主に対する厚生労働大臣の認定制度の改正について周知に取り組み、「くるみん」「プラチナくるみん」等の取得を支援します。地域包括支援センターと連携し、介護保険制度の周知を行うとともに、両立支援等助成金の活用促進により介護休業の定着を図ります。

兵庫県では、改正内容を始めとする
育児休業制度等に関する相談窓口を開設します！
開設期間：令和3年11月1日（月）～令和5年3月31日（金）
働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

たとえば・・・

- 男性が育児休業を取得したいが、どうしたらいいかわからない。相談したい。
- 育児休業を取得したいが、企業に相談したい。
- 育児休業を取得したいが、企業に相談したい。
- 育児休業を取得したいが、企業に相談したい。

以下が改正内容の主なポイントになります。

- 1 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります。
- 2 雇用形態別、性別の周知、意向確認の措置が事業主の義務になります。
- 3 育児休業を分割して取得できるようになります。
- 4 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます。
- 5 育児休業取得率の公表が義務になります。

育児・介護休業法の改正内容に関する相談のほか、現行の育児・介護休業制度に関する相談にも対応しています。また、女性労働者に限らず、男性労働者や有期雇用労働者、中小事業主等からの相談にも対応します。

兵庫労働局 育児休業制度等に関する相談窓口
受付時間 8時30分～17時15分
※お電話だけでなく、来局にご相談いただけます。
※お電話でも、お電話でのご相談も承ります。
電話番号 TEL 078-367-0820
場 所 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15F
兵庫労働局雇用環境・均等部 西棟5階

認定マーク
“プラチナくるみん”



認定マーク
“くるみん”



育児・介護休業法等解説
セミナーの様子
(令和3年12月20日実施)

(2) 女性活躍推進のための行動計画に基づく企業の取組支援

女性の職業生活における活躍を更に推進するため、改正女性活躍推進法の周知徹底を図り、特に、令和4年4月1日から新たに義務対象となった101人以上の企業について、法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等が確実に実行されるよう履行確保を図ります。

また、301人以上の企業についても、報告徴収の実施により、策定された行動計画の進捗状況を踏まえて、課題の改善に当たって必要な助言を行う等、取組の実効性の確保を図ります。

情報を公表するために設けている「女性の活用推進企業データベース」への登録を促し、多くの企業が厚生労働大臣の認定「えるぼし」や「プラチナえるぼし」を目指すよう、認定制度の周知や申請に向けた取組を支援します。

特例認定マーク
“プラチナえるぼし”



認定マーク“えるぼし”



女性の活躍推進企業データベース

働く場所は、
わたしが**見**つける

現在の登録企業数は
13,462社
(データ公表企業)
16,859社
(行動計画公表企業)

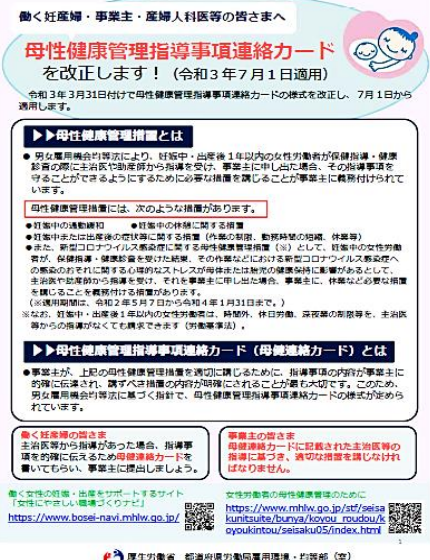
女性活躍推進法に基づき、
全国の企業が女性の活躍状況に関する
情報・行動計画を公表しています。

(3) 母性健康管理に係る職場環境整備の支援

妊娠中の女性労働者が、働きながら安心して子どもを産むことができる職場環境を整備するため、事業主等に対して職場における母性健康管理措置を周知し、適切な履行確保を図ります。また、医師等の指導事項を事業主に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」が令和3年7月に改正されたことから、カードの普及、活用に向けた周知徹底を図ります。

女性労働者から母性健康管理措置が講じられない等の相談が寄せられた場合には、行政指導や紛争解決援助制度を活用して迅速に問題解決を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊娠中の女性労働者に対する有給休暇制度を設けた事業主に対して助成金を支給し、妊娠中の女性労働者が安心して継続就業できる職場環境の整備を支援します。



2 子育て中の女性に対する就職支援

子育てをしながら就職を希望する女性等を対象として県内9ヶ所（灘（三宮）、尼崎、西宮、姫路、加古川、伊丹、明石、豊岡、西神）に設置しているマザーズハローワーク・コーナーでは、キッズスペースを設置するなど、子ども連れでも来所しやすい環境を整備し、個々の求職者のニーズに応じた担当者制による就職支援を実施するとともに、仕事と子育ての両立ができる求人の確保等を行っています。これらの取組を引き続き推進するとともに、今後はSNSによる情報発信を強化し、地方公共団体との連携も一層深めて、支援を必要とする人へ必要な情報が行き渡るようにします。



写真：マザーズハローワーク三宮

3 非正規雇用労働者等へのステップアップ支援

(1) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等

全国的に雇用者（役員を除く）に占める非正規労働者の割合が増加傾向にあります。兵庫県においても、非正規雇用労働者の割合は増加傾向にあり（平成29年総務省「就業構造基本調査」）、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（同一労働同一賃金）に向けた取組を促進することが重要です。

令和3年4月1日より、パートタイム・有期雇用労働法が全面施行されたことから、行政指導による法の履行確保を図り、また個別相談に関しては紛争解決援助制度を活用して問題解決を図ります。

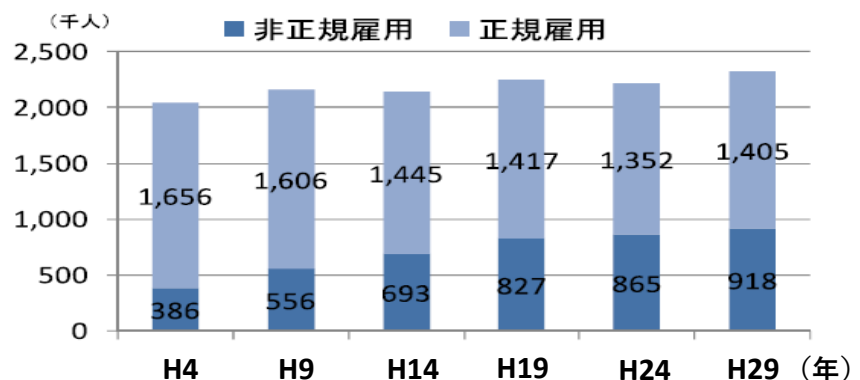
また、特に中小企業等の理解・取組を促進するため、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、業界別同一労働同一賃金マニュアル等を活用した、窓口相談や個別訪問支援、セミナーの実施等に加え、好事例の収集・周知を実施する等、きめ細やかな支援を行います。

さらに、無期転換ルールを認知していない企業や労働者が一定数存在することを踏まえて無期転換ルールの周知徹底を図ります。

パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター パゆうちゃん



正規雇用と非正規雇用労働者の推移（兵庫県）



（資料：総務省「就業構造基本調査」）

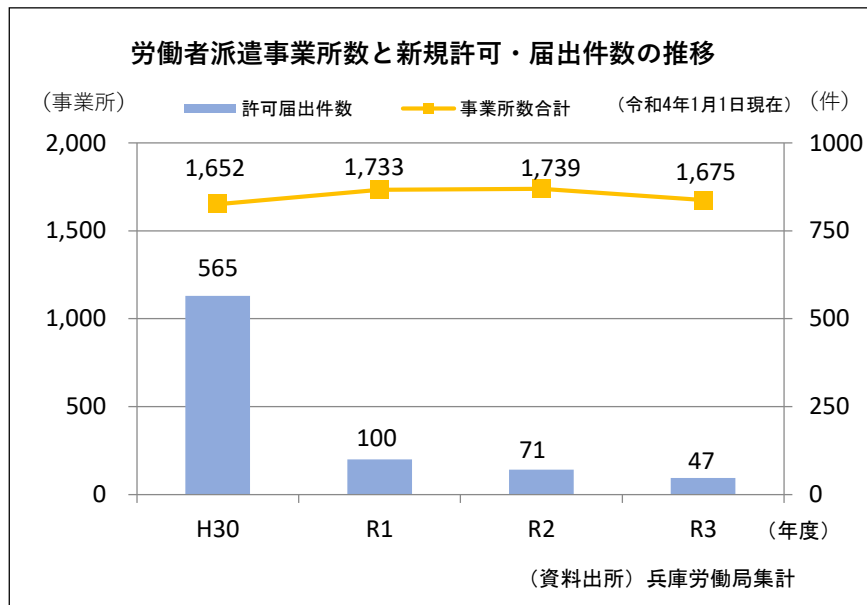
(2) 非正規雇用労働者等の労働環境の改善

① 改正労働者派遣法の適正な履行確保

派遣元事業主及び派遣先事業主に
対しては、改正労働者派遣法（令和
2年4月1日施行）の適正な履行確
保に向けて、法制度の周知徹底を図
り、特に同一組織単位に継続して1
年以上派遣就業することが見込まれ
る派遣労働者について、労働者派遣
法第30条に基づく雇用安定措置が適
正に講じられているか、厳正な指導
監督を実施します。

※（右グラフ）

令和元年度の許可届出件数の減少につ
いては、平成27年の法改正で届出制の派遣事業が
廃止され全て許可制となり、経過措置期限であ
る平成30年9月29日までに許可制の切替申
請が終了したことによるものです。



② 各種助成金による支援

関係機関や年金事務所、商工会議所等の事業主団体と連携して各種助成金の活用を促進し、事業主の取組に係る経費の一部を助成することで、非正規労働者等の労働環境の改善を図ります。

i キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の正社員化や賃金制度の整備を通じて生産性の向上を図り、賃金を引き上げた事業主に対し「キャリアアップ助成金」を支給します。

ii 人材開発支援助成金

非正規雇用労働者などへの職業訓練を実施する事業主に対し「人材開発支援助成金」を支給します。

iii 人材確保等支援助成金

労働環境の向上を図り、従業員の離職率の低下等を実現した事業主に対し「人材確保等支援助成金」を支給します。

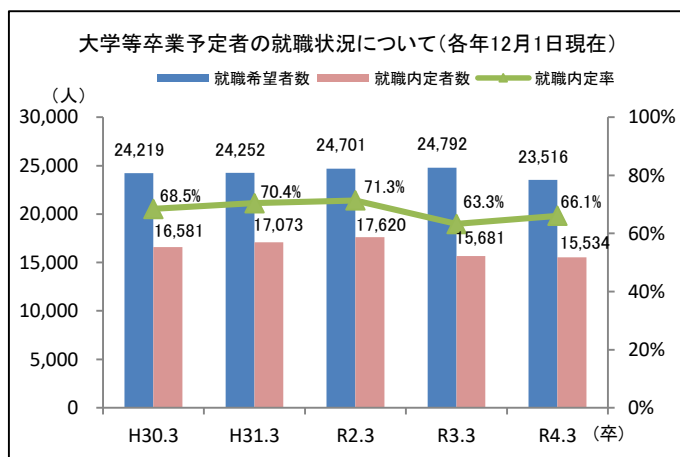
4 新規学卒者等への就職支援

第2の就職氷河期世代をつくらないため、新規学卒者や卒業後3年以内の既卒者（以下「新卒者等」といいます。）を対象に、神戸新卒応援ハローワークや各ハローワークに専門スタッフを配置し、担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介を実施します。

特に新型コロナウイルス感染症の影響により、大学等での活動がオンライン中心になり、かえって対面による支援のニーズが高まっていることを

踏まえ、感染防止に留意しつつ、窓口における対面での個別支援を中心とした上で、各種セミナーやグループワークの開催、模擬面接など新卒者等の個々の課題に応じた支援を提供します。

また、新卒者等が適時適切に就職活動ができるよう、大学等に対して各種ガイダンス、出張相談会などを提案し、就職活動に対する意識づけに取り組むとともに、新卒応援ハローワーク等の活用に向けた周知を行います。



5 就職氷河期世代への就職支援

(1) 専門窓口等による伴走型の就職支援

就職氷河期世代の不安定就労状態者一人ひとりの様々な課題に対応するため、県内7カ所のハローワーク（神戸、灘、尼崎、西宮、姫路、加古川、伊丹）に設置している「就職氷河期世代専門窓口」で、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、就職から職場定着までの一貫した伴走型支援を実施します。

また、就職氷河期世代のうち職業経験の不足などから安定的な就職が困難な方を一定期間試行雇用した事業主にトライアル雇用助成金を支給するほか、正社員経験が少ない方などを正社員として雇用した事業主に特定求職者雇用開発助成金を支給することで正社員雇用する事業主を支援します。

さらに、セミナーや面接会等のイベントを開催することで正社員就職の促進を図ります。

(2) 兵庫県就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを活用した支援

就職氷河期世代の支援に社会全体として取り組む気運を醸成し、支援の実効性を高めるための官民共同スキームとして、行政機関、労使団体、経済団体、支援機関等で構成する兵庫県就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを活用し、雇用セミナーや就職相談会などの各種取組を推進します。



神戸地域雇用セミナー

6 医療、介護、保育等分野への就職支援

医療、介護、保育、建設、警備、運輸等の雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、県内7カ所のハローワーク（神戸、尼崎、西宮、姫路、加古川、伊丹、明石）に設置している「人材支援総合コーナー」で、求職者ニーズを踏まえた求人内容に関する助言・指導や、担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介を実施します。

また、様々な関係団体と連携した仕事体験セミナーや業界ガイダンス、事業所見学会などを行い、求職者の興味関心を高めるとともに、就職面接会等のマッチングイベントの開催により人材確保を推進します。

さらに、業界団体や地方公共団体、職業訓練校とも連携を深め、業界の魅力を発信します。



ハローワーク伊丹 介護の仕事体験セミナー



ハローワーク神戸
建設の仕事（ドローン操作）体験セミナー



ハローワーク明石 トラックの仕事ガイダンス

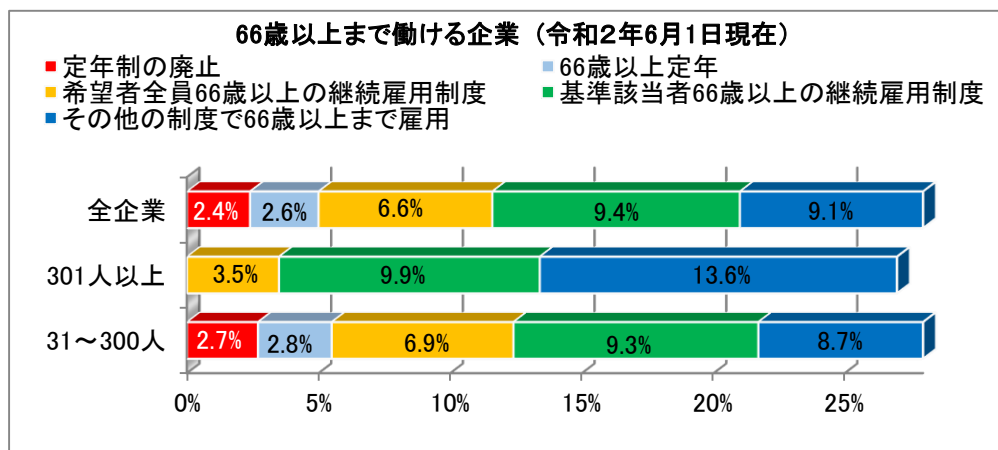
7 高齢者の就労支援

(1) 高齢者の定年延長・継続雇用の促進等

企業における65歳までの雇用を確保する措置（高齢者雇用確保措置）については、着実に広がりを見せています。

令和3年4月からは同措置に加え、70歳までの就業機会を確保する措置（高齢者就業確保措置）が企業の努力義務になったことを踏まえ、働

く意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず活躍し続けることができる社会を実現するため、65歳を超える継続雇用や定年延長に向けた環境整備を図ります。



（資料出所）兵庫労働局 令和2年「高齢者の雇用状況」集計結果

(2) 高齢者に対する再就職支援の強化

再就職を目指す概ね60歳以上の方を支援するため、県内12か所のハローワーク（神戸地域、阪神地域、播磨地域及び但馬地域）に設置している「生涯現役支援窓口」で、シニア世代の方の採用に意欲的な企業の求人情報の提供や多様な就業ニーズに応じた情報の提供、シニア世代の方に適した各種ガイダンスの実施など各種支援サービスを行います。

また、シニア世代の方の希望が多い職種等を中心とした求人の確保を図り、再就職を支援します。

兵庫県内における新規求職者の推移

	年齢計	うち 55～64歳	年齢計に 占める割合	うち 65歳以上	年齢計に 占める割合
H28年度	215,939人	33,162人	15.4%	21,972人	10.2%
H29年度	208,586人	33,224人	15.9%	23,557人	11.3%
H30年度	196,577人	32,717人	16.6%	26,056人	13.3%
R元年度	189,631人	33,424人	17.6%	26,764人	14.1%
R2年度	185,522人	34,172人	18.4%	28,529人	15.4%

（資料出所）兵庫労働局「一般職業紹介状況報告」

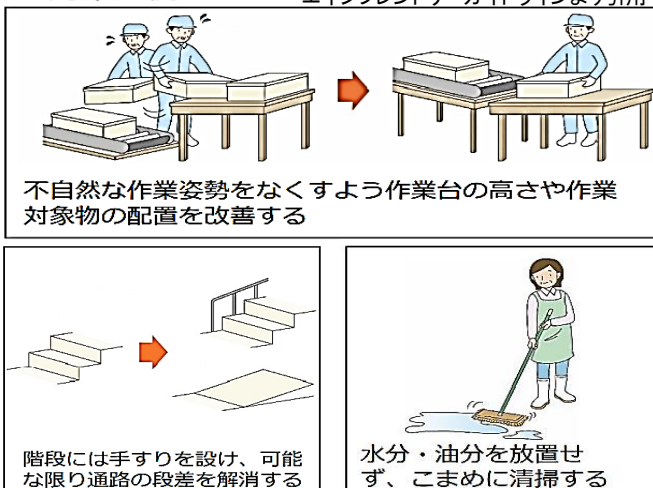
(3) 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策への支援

働く高齢者が増加し（65歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍）、労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は約3割となり、労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で高くなっています。

そのため、高齢労働者が安心して安全に働くことが出来る職場環境の実現に向けた「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び中小企業による高齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図ります。

▼対策の例▼

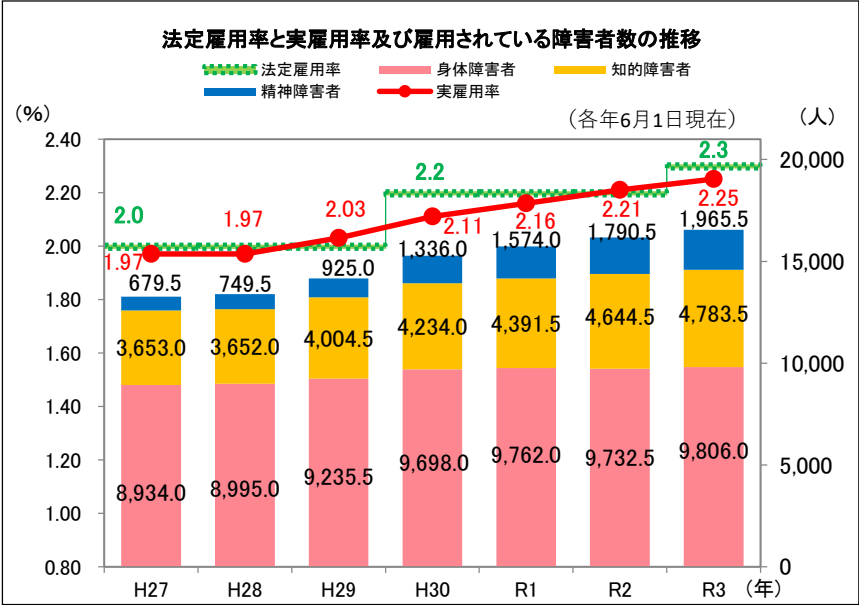
エイジフレンドリーガイドラインより引用



8 障害者の就労支援

(1) 雇用率達成に向けた適切な指導・支援の実施

法定雇用率（2.3%）の達成に向け、年間を通じて計画的、効率的に達成指導を行います。特に未達成企業の9割近くが300人未満の中小企業で、その約7割が一人も障害者を雇用していない企業であることから、これらの企業について、状況を把握するとともに、地域の就労支援機関を含む関係機関と連携し、個々の実態を踏まえたチーム支援を行います。



障害者不足数企業規模別の法定雇用率未達成企業数								
企業規模	①	②不足数						③
	法定雇用率未達成企業の数	0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人以上5人以下	5.5人以上9人以下	9.5人以上	①のうち雇用障害者の数が0人である企業（障害者雇用ゼロ企業）
規模計	1,819	1,190	379	140	92	16	2	1,083
43.5～100人未満	1,006	915	91	-	-	-	-	976
100～300人未満	562	232	236	70	24	-	-	107
300～500人未満	130	20	31	38	35	6	-	0
500～1,000人未満	78	13	13	27	21	4	-	0
1,000人以上	43	10	8	5	12	6	2	0

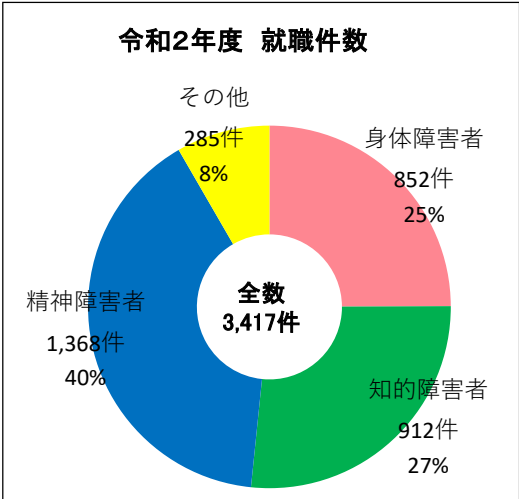
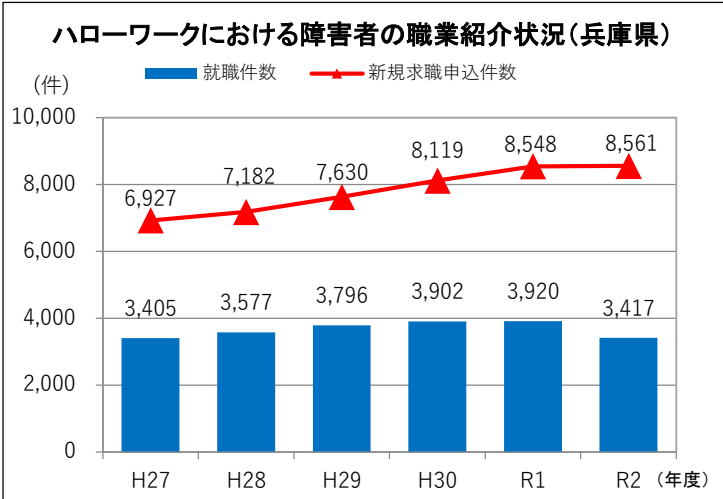
(注) ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(資料出所) 兵庫労働局 令和3年「障害者雇用状況」集計結果

(2) 多様な障害特性に応じた就労支援の推進

多様な障害特性（精神障害、発達障害、高次機能障害、難病等）のある障害者に対して、ハローワークに専門スタッフを配置し、ケースワーク方式による寄り添い型支援を行います。

また、障害者が利用している関係機関とチームを結成し、就職前から就職後の職場定着までの一貫した支援を行います。



(資料出所) 兵庫労働局 「障害者職業紹介状況」

9 外国人への支援

(1) 外国人労働者への就職支援等

ハローワークに通訳員や専門相談員を配置するほか、多言語コンタクトセンター（13言語）等を活用し、地元企業の情報や外国人が応募しやすい求人情報を提供するなど、外国人の就職活動を支援します。

また、神戸新卒応援ハローワーク留学生コーナーにおいては、在学中の早い段階から留学生に対するセミナーを実施します。

さらに、大阪外国人雇用サービスセンターと連携し、留学生を対象とした説明会を開催します。



神戸新卒応援ハローワーク 留学生コーナーのご案内



『外国人留学生』のみなさんの
「日本での就職」を応援します!!

日本語での日常会話可能な方がご利用できます。

お気軽にご相談・お問合せください

神戸新卒応援ハローワーク

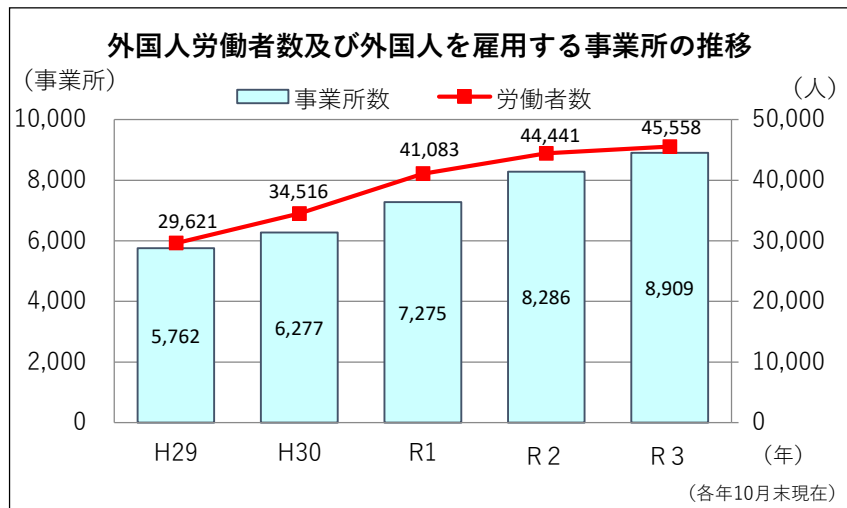
神戸市中央区東川崎町1-1-3神戸クリスタルタワー12F

電話番号：078-361-1151

休日：土日祝、年末年始

開庁時間：10:00~19:00

（※相談に時間がかかるためできるだけ18時までにお越しください）

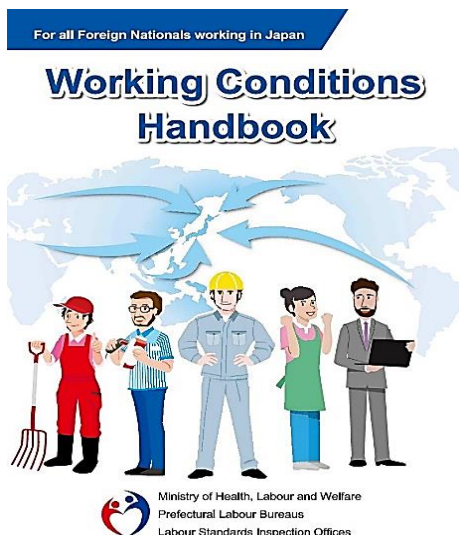


(資料出所)兵庫労働局「外国人雇用状況」届出状況集計結果

(2) 外国人労働者の労働相談体制の整備等

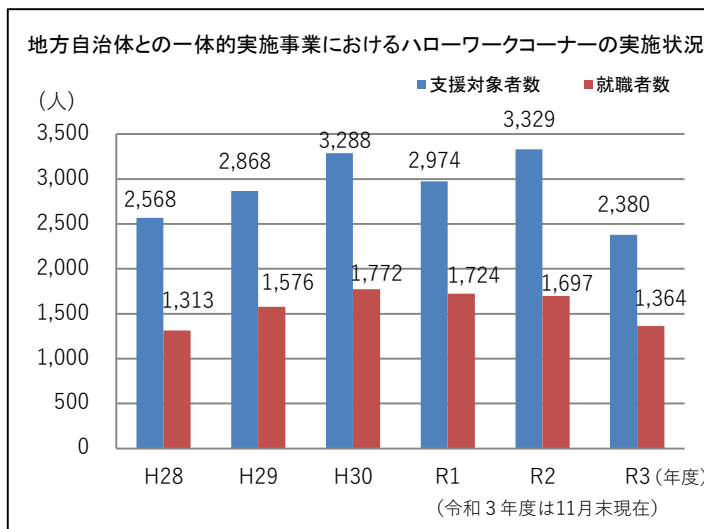
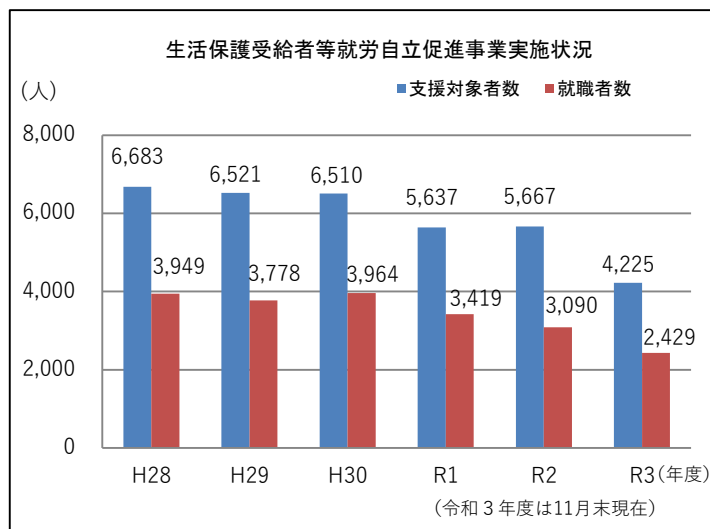
兵庫労働局に設置する外国人労働者相談コーナー（2言語）のほか、全国の労働局や労働基準監督署の相談コーナーとネットワークを構築した外国人労働者向け相談ダイヤル（13言語）を活用し、引き続き丁寧な労働相談対応を行います。

外国人労働者を雇用する事業主等に対し、労働関係法令を周知し、法定労働条件の履行確保を図るとともに、外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関するテキスト、VTR等の視聴覚教材の周知を図り、労働災害防止対策を推進します。



10 生活保護受給者等の就労支援

生活保護受給者等の生活困窮者に対しては、地方公共団体とハローワークが一体的に実施する就職支援窓口等において、両者が連携して就労支援を図るとともに、就職後の職場定着支援を実施することにより、就労による自立を促進します。



(資料出所) 兵庫労働局「業務統計」

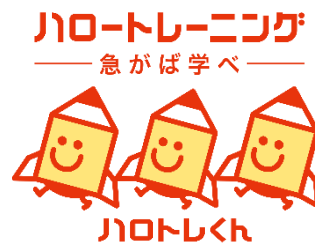
11 地域のニーズを踏まえた職業訓練の促進

(1) 職業訓練による人材育成の強化

ハローワークを通じて地域の求人・求職状況を踏まえた職業訓練ニーズを把握し、訓練実施機関である兵庫県及び独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部へ体系的に提供するとともに、地域の関係者を参集した地域訓練協議会を活用して、兵庫県における公的職業訓練の総合的な計画を策定し、効率的かつ効果的な訓練を実施します。

また、子育て中の求職者や非正規雇用労働者等で在職中の求職者等に対し、託児サービス付き訓練や訓練時間に配慮した短時間訓練をあっせんします。

さらに、訓練受講者に対しては、受講中から積極的に就職支援を行い、正社員での早期再就職を促進します。



「ハロートレーニングー急がば学べ」は公的職業訓練の愛称で、「ハロトレくん」はそのロゴマークです

(2) 求職者支援制度による再就職支援

デジタル分野等の成長分野や介護等の人材確保が困難な分野に重点を置きつつも、雇用のセーフティネットとして地域の求人・求職の状況や産業の動向、求人ニーズを踏まえて的確に職業訓練をあっせんします。

また、セミナーやイベントの開催、SNSでの情報発信等により、給付金を含め求職者支援制度の積極的な周知・広報を行い、制度の活用を推進します。



ハロートレーニング周知イベント

第3章 誰もが働きやすい職場づくり

1 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 職場における感染防止対策等の推進

あらゆる機会を捉えて、リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～」を確認しましょう！や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の活用を勧奨するなど、職場における感染防止対策の取組を推進します。

引き続き、労働局に感染拡大防止のための「相談コーナー」を設置し、事業主や労働者からの相談等に対応します。

(2) 長時間労働の是正

①労働時間の縮減等に取り組む事業者等への支援

全ての監督署に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」のうち「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や中小規模の事業場への個別訪問により、平成31年4月1日から順次施行された改正労働基準法等の周知や、テレワーク等の新しい働き方に対応した適切な労務管理の支援等を中心としたきめ細やかな相談・支援等を行います。

また、時間外労働の上限規制の適用が猶予されている自動車運転者や建設業については、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための働き方改革推進支援助成金の活用を促進するなどにより、長時間労働の是正、人材確保、安全衛生対策の推進等に向けた支援を行います。

また「働き方改革関連法」が順次施行されているなか、中小企業・小規模事業者等が抱える様々な課題に広く対応するため、「兵庫働き方改革推進支援センター」において、労務管理の専門家による電話・メール・来所相談による個別相談支援、企業への訪問コンサルティング等の支援サービスの提供を行います。

労働時間の短縮や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備、勤務間インターバルの導入、労働時間の適正管理の推進に取り組む中小企業等に対し、就業規則の作成・変更費用、労務管理用機器等の導入の経費の一部を助成する「働き方改革推進支援助成金」を支給します。

②長時間労働の是正に向けた監督指導の強化等

長時間労働の是正を図り、過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場の全数に対する監督指導を引き続き実施します。

また、11月には「過労死等防止啓発月間」として重点監督を集中的に実施するとともに、「しわ寄せ防止キャンペーン月間」として大企業・親企業の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けた周知啓発等の取組を行います。

事業者の皆さま、労働者の皆さまへ

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本事項です。未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策相談コーナー」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば◎	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を実施しています。
☐	体調がすぐれない人が出勤しにくいルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	従業員の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの密の切り替わりや、飲食の場など「感染リスクが高まる5つの場面」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗い・手指消毒、咳エチケット、乗客人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

厚生労働省

都道府県労働局・労働基準監督署

RS.2

中小企業の
職場の
働き方改革
推進支援センター
「働き方改革」応援します
お気軽にお電話ください！
無料の
支援サービス
実施中

1 「働き方改革」法改正への対応を支援します。
「働き方改革」法改正は、中小企業の
様々な負担を軽減し、働き方の改善を促すための
法律です。

2 採用・人材確保にむけた就業規則の見直しを支援します。
人材確保・定着・採用促進
が企業の課題となっています。
当センターは、人材確保
にむけた就業規則・就業規則
の見直しを支援します。

3 4月施行「ハラスメント防止措置」「育児介護休業法」への対応を支援します。
来年4月1日から「ハラスメント防止措置」が義務化されます。また、「育児・介護休業法」が4月1日から改定され、「ハラスメント防止措置」の設置や就業規則の見直しが必要となります。当センターは改定後の
対応を支援します。

4 助成金についてもアドバイスができます。
当センターでは、助成金の申請についてのアドバイスもしています。今年度は「両立支援等助成金」「子育て支援等助成金」「キャリアアップ助成金」に対する相談が多数寄せられました。まずはお気軽にお電話ください。

連絡・申込み先 兵庫働き方改革推進支援センター（厚生労働省兵庫労働局管内事務所）
TEL フリーダイヤル 0120-79-1149 FAX 078-515-6757
Mail hiogo-hataraki@hataki-hiogo.jp 住所 神戸市中央区八幡町3-5-5 八幡町ビル5F
https://public.tec-jp.com/hataraki-hiogo/

令和2年度に実施した「長時間労働が疑われる事業場」に対する重点監督の結果

監督実施事業場数	728事業場
① 違法な時間外労働があったもの	305事業場 (41.9%)
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの	110事業場 (15.1%)
② 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	144事業場 (19.8%)

③過労死等防止対策の推進

過労死等防止対策推進法や、令和3年度に変更された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」等に基づき、11月の「過労死等防止啓発月間」の取組や、民間団体の活動に対する支援等の対策を効果的に推進します。



(3) 法定労働条件の確保等

労働時間の適正把握や賃金不払残業の防止、年次有給休暇の年5日以上取得など、最低基準である労働基準関係法令の遵守徹底を図ります。また、重大・悪質な事案に対しては司法処分を行うなど厳正に対処します。

法定労働条件の履行確保のためには、事業場における基本的労働条件の枠組みや管理体制の確立・定着が重要であることから、監督指導におい

て法違反が認められた場合は、事業主に違反内容や是正の必要性、具体的な是正・改善に向けた取組方法を助言するなどにより、労使の自主的な改善が促進されるよう取り組みます。

また、適正な労働条件で働けるよう、新入学生がアルバイトを始める時期（4～7月）を中心に相談会を開催し、大学生等へ労働関係法令の紹介や相談先等の情報提供を行います。



労働条件の明示・確認の実施促進のための広報キャラクター「たしかめたん」

(4) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備



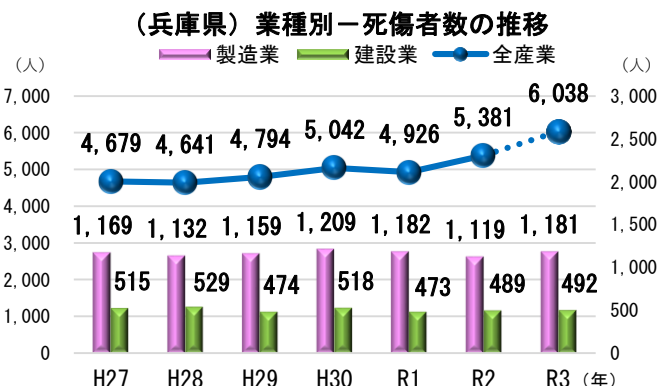
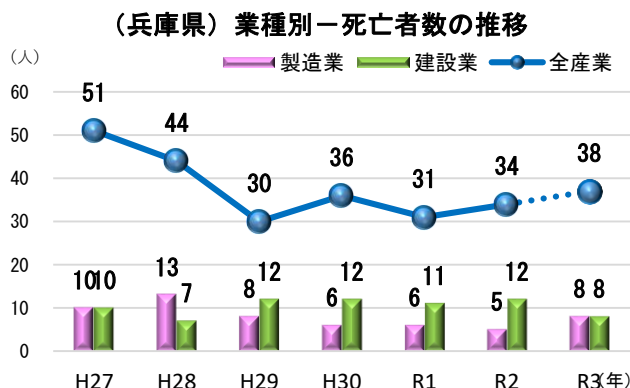
①第13次労働災害防止計画の推進

兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画（以下「13次防」といいます。）に基づき、5年目（最終年）の令和4年は、13次防の目標達成に向け、労働災害防止対策の一層の推進を図ります。

特に、働く人の生命と健康はかけがえのないものであり、働くことで生命が脅かされたり、健康を損なうことは本来あってはならないことから、働く人の命を守るという原点に戻り、死亡災害の一層の削減に取り組みます。

また、死亡災害の撲滅を目指した対策として、建設業は高所作業による“墜落・転落災害”、製造業は重篤な機械災害となる“はさまれ・巻き込まれ災害”を重点的に安全措置の徹底について指導を強化することにより、死亡災害の減少を図ります。

13次防が掲げる災害減少目標は、令和4年までに、平成29年比で、死亡者数を15%以上減少（25人以下）、死傷者数を5%以上減少（4,554人以下）させることとしています。



注：令和3年（R3）は推計値
令和2年（R2）、令和3年は、新型コロナウイルスによる患者を含みます。
（資料出所）兵庫労働局「労働者死傷病報告」

②「兵庫リスク低減MS運動」の推進

兵庫労働局独自の取組として、令和元年度より、当局と労働災害防止団体等の関係団体、労使等の関係者が連携し、「兵庫リスク低減MS運動」を展開しています。

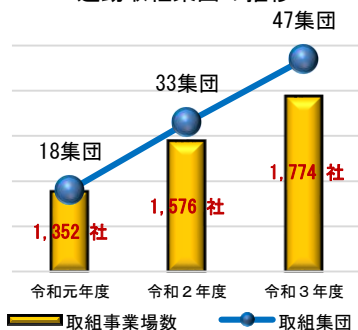
この運動は、経営トップによる強い決意（取組宣言）に基づき、職場でリスクアセスメント（危険性、有害性の調査）を漏れなく繰返し実施することにより、“残留リスク（常に存在しているリスク）”を出来るだけ小さくし、災害が起こらない職場づくりを目指すものです。

この“MS運動※”を通じて、安全衛生管理を組織的・継続的に行うために、「PDCA（P（計画）－D（実行）－C（評価）－A（改善））サイクル管理」を職場に根付かせ、安全衛生水準の向上を目指す自主的な取組を促します。

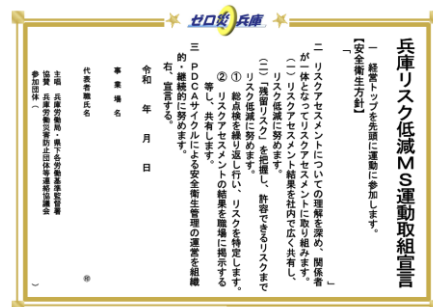
※「MS運動」のMSとは、Management System（マネジメントシステム）の略語です。



MS運動取組集団の推移



（資料出所）兵庫労働局集計



③「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン」の推進

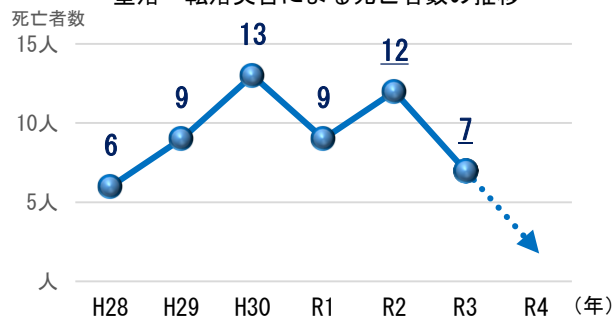
“墜落・転落災害”による死亡者数の減少に向け、令和3年度から取り組んでいる『STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン』を労働災害防止団体等との連携により、4月から継続して展開します。

「高所作業を安全に行うための方策」や「墜落制止用器具（安全帯）の適切な使用方法」等を、事業者が積極的かつ自律的に実践できるよう“積極的支援”として指導し、墜落・転落災害の根絶を図ります。

【キャンペーン実施期間】

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

墜落・転落災害による死亡者数の推移



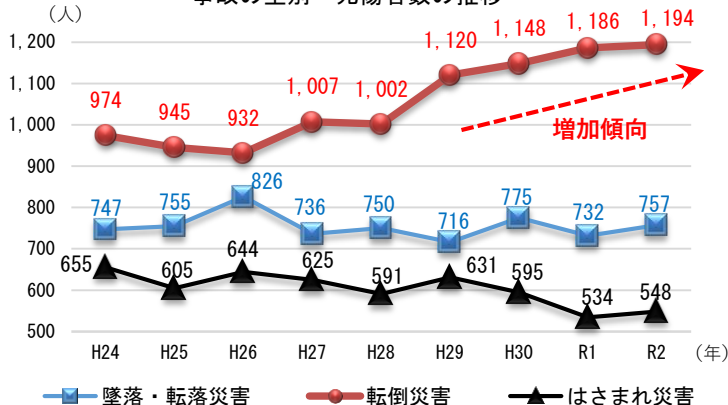
資料出所 兵庫労働局「労働者死傷病報告」

④「STOP！転倒災害プロジェクト」の推進

労働災害のうちで最も死傷者数が多い「転倒災害」を減少させるため、労働災害防止団体等と連携を図り、『STOP！転倒災害プロジェクト』を推進します。

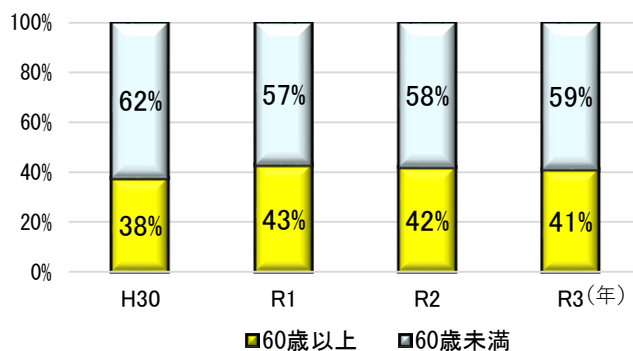
特に「転倒災害」は、高年齢労働者において多く発生しているため、ハローワークと連携し、「エイジフレンドリーガイドライン」の普及促進を図るとともに、関係団体への協力要請や事業場への指導を実施します。

事故の型別－死傷者数の推移



資料出所 兵庫労働局「労働者死傷病報告」 R3：12月末速報値

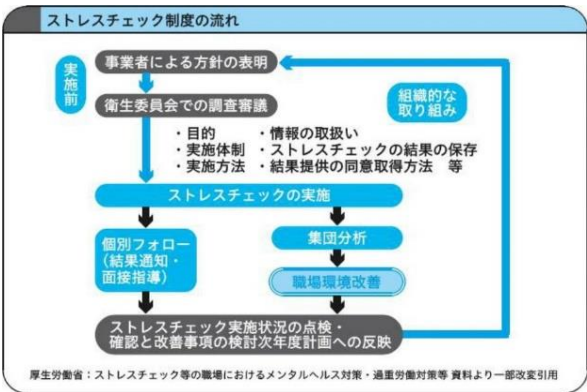
年代別－転倒災害による死傷者数の割合



⑤産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進

長時間労働やメンタルヘルス不調などにより健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導の取組やストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策が適切に実施されるよう引き続き周知・指導を行います。

また、産業保健総合支援センターの活用を促進し、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や健康保持増進計画助成金の周知を図ります。



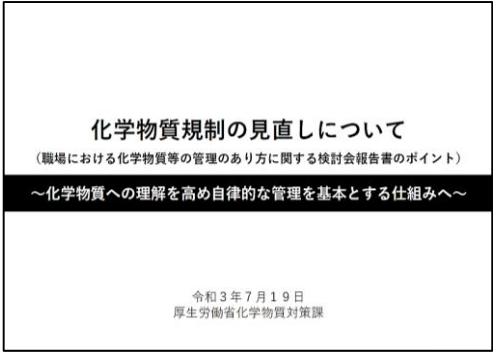
⑥化学物質対策・石綿ばく露防止対策の徹底

金属アーク溶接等作業時に発生する溶接ヒューム等が新たに特定化学物質（第2類物質）に追加されました。

改正特定化学物質障害予防規則に基づく措置が適切に実施されるよう一層の周知、指導の徹底を図ります。

今後の職場における化学物質等の管理のあり方について、従来の化学物質ごとの個別規制から化学物質のリスクアセスメントに基づいた自律的な管理へ転換する方針が示されたことから、あらゆる機会を通じて周知啓発を図ります。

石綿ばく露防止対策を強化するための石綿障害予防規則等の改正が行われ、令和2年10月から順次施行されています。令和4年4月1日からは、解体・改修を行おうとする建築物等の石綿等の使用の有無の事前調査結果報告が、一定規模以上の工事について義務化され、新たな電子報告システムが稼働することから、当該改正事項を中心に周知を図ります。



石綿総合情報ポータルサイト



(5) 総合的なハラスメント対策の推進

① 職場におけるハラスメント撲滅対策の実施

令和4年度より中小企業においてもパワーハラスメント防止対策が義務化されたことを踏まえ、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し、適正な指導を実施すること等により法の履行確保を図ります。

また、12月の「ハラスメント撲滅月間」を中心に、ハラスメント相談窓口担当者向け研修事業やウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールを周知し、ハラスメントのない職場環境整備に取り組みます。

ハラスメント被害を受けた労働者からの相談に丁寧に対応し、紛争解決援助制度等を活用して迅速な紛争解決を図ります。

さらに、顧客等からの悪質なクレーム等の著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントの防止対策を推進するため、対応マニュアルの周知等を行います。

② 就活生等に対するハラスメント対策等の推進

就職活動中の学生等に対するハラスメントについては、事業主に対して、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底を図り、自主的な取組を促します。

また、学生等に対しては、相談先等を記載したリーフレットを活用し、学生等が1人で悩むことがないよう支援しつつ、学生からの相談等により事案を把握した場合は、事業主に対して改善を促します。

2 最低賃金制度の適切な運営

経済動向、地域の実情などを踏まえつつ、充実した審議が尽くせるよう地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。また、最低賃金額の改定等について周知・広報に努めるとともに、最低賃金の履行確保を重点とした監督指導等を行います。

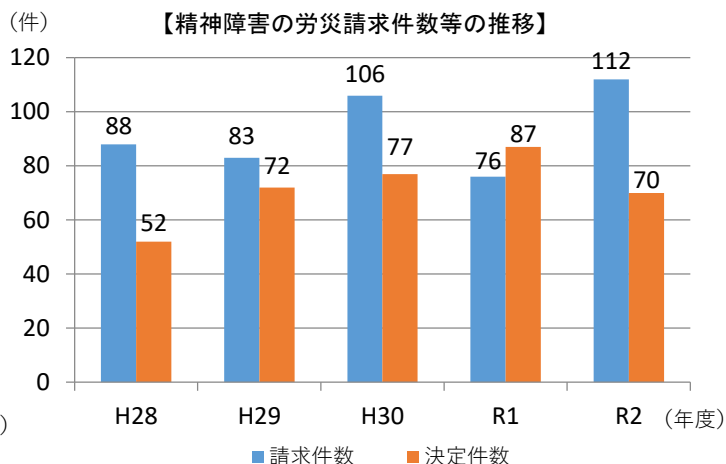
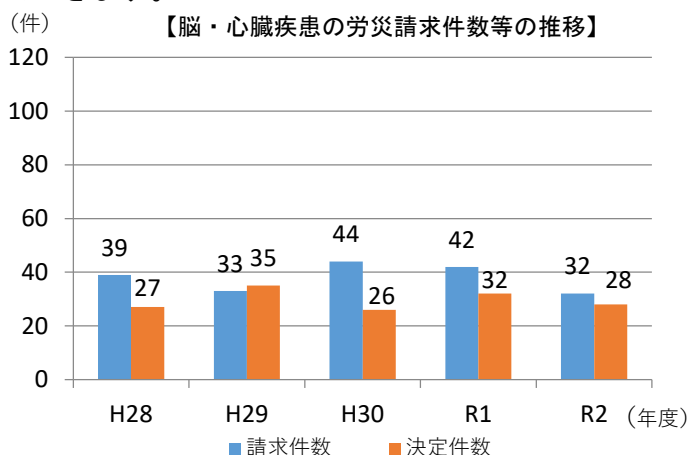
併せて、生産性向上に資する設備投資などの業務改善を行い、賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業場に対して、その設備投資等の経費の一部を助成する「業務改善助成金」を支給します。

地域別最低賃金の件名	時間額	効力発生年月日
兵庫県最低賃金	928円	令和3年10月1日
特定(産業別)最低賃金の件名	時間額	効力発生年月日
兵庫県塗料製造業最低賃金	995円	令和3年12月1日
兵庫県鉄鋼業最低賃金	992円	令和3年12月1日
兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金	960円	令和3年12月1日
兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金	930円	令和3年12月1日
兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金	1,002円	令和3年12月1日
兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金	931円	令和3年12月1日
兵庫県自動車小売業最低賃金	930円	令和3年12月1日
兵庫県繊維工業最低賃金	928円	兵庫県最低賃金が上回ったことから、兵庫県最低賃金が適用されます。
兵庫県各種商品小売業最低賃金	928円	

3 過労死等事案をはじめとする労災請求事案に係る迅速・公正な処理

過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患や仕事による強いストレスなどが原因で発症した精神疾患といった過労死等事案については、令和2年度に144件の請求があり、増加に転じています。過労死等事案をはじめとする労災請求事案について、今後も、迅速・公正な事務処理を一層推進していきます。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る労災請求については、クラスターの発生などが報道された事業場に対して請求勧奨を行うとともに、特に医師、看護師など医療従事者等をはじめ、厳しい環境下で働く労働者に安心感を与えるために、迅速処理に努めます。



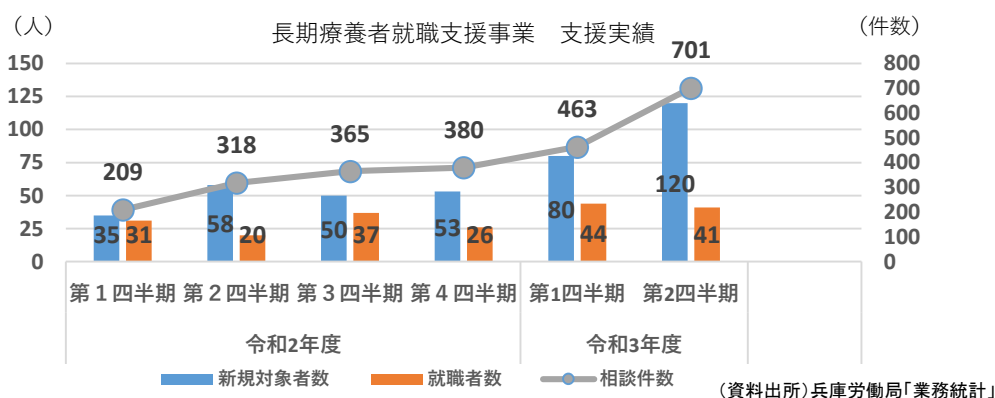
(資料出所)兵庫労働局集計

4 治療と仕事の両立支援

(1) がん等の疾病を抱える長期療養が必要な方への就労支援

がん等の長期にわたる治療が必要な疾病を持つ求職者への就職支援については、県内3か所のハローワーク（神戸、姫路、明石）に専門スタッフを配置し、がん診療連携拠点病院等と連携して、出張相談やセミナー、個々の患者の希望や治療状況を踏まえた職業相談・職業紹介を行います。

また、希望する労働条件に応じた求人開拓や求人条件緩和指導を実施するとともに、就職後は職場定着に向けた支援を実施します。



(資料出所)兵庫労働局「業務統計」

(2) 疾病を抱える労働者等の健康確保対策

兵庫県内の関係者（兵庫県衛生主管部局、医療機関、企業、労使団体、産業保健総合支援センター、労災病院等）で構成する「兵庫県地域両立支援推進チーム」の活動を通して両立支援の取組を促進します。

また、この推進チーム等を通じて労使等の関係者に、治療と仕事の両立に向けて、主治医、企業・産業医と、労働者（患者）に寄り添う両立支援コーディネーターの役割について適切に理解されるよう普及を図るとともに、産業保健総合支援センター等で開催する養成研修の周知・受講勧奨を行います。

令和4年度からは、推進チームとして、好事例の収集、わかりやすいリーフレットの作成・配布による周知等を盛り込んだ令和8年度までの5か年計画を作成し、推進チームの取組をより積極的に展開します。



治療と仕事の両立支援イメージキャラクター
“ちりょうさ”

(3) 不妊治療と仕事の両立

不妊治療を受けやすい職場環境を整備するため、「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」や「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」等を活用し、事業主・労働者に周知・啓発を行い、あらゆる機会を捉えて、不妊専門相談センターとも連携しつつ、不妊治療と仕事の両立に関する周知啓発や相談支援を行います。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく指針が改正され、事業主が行動計画に盛り込むことが望ましい事項に不妊治療対策が追加されたことを周知し、事業主による職場環境改善を推進します。

併せて、令和4年度よりくるみん認定等の新たな類型として創設された不妊治療と仕事の両立支援に関する認定制度の活用を促します。

さらに、不妊治療と仕事の両立支援に取り組む中小企業に対しては、働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）、両立支援助成金（不妊治療両立支援コース）の支給により、その取組を支援します。



5 柔軟な働き方がしやすい環境整備

(1) 良質なテレワークの導入・定着促進

ウィズコロナ・ポストコロナの「新しい働き方」が広がる中、使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークの導入・定着を図るため、あらゆる機会を通じて「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の周知に取り組みます。

また、テレワーク相談センターにおける個別相談対応や事業主向けセミナーの紹介を行います。

「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」により、テレワークを導入・実施する中小企業を支援します。



(2) 多様な働き方への支援

労働者が健康を確保しながら安心して副業・兼業を行うことができるよう「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を周知するとともに、一般健康診断等による健康確保等に取り組む企業に対する「副業・兼業労働者健康診断助成金」等の支援事業の周知を図ります。

また、働き方・休み方改革に取り組んでいる企業の好事例について、ホームページに掲載するなど周知を行い、多様な働き方の普及・促進に向けて取り組みます。



第4章 地方公共団体等と連携した行政運営

1 地方公共団体と連携した地域雇用対策の推進

県内の地方公共団体と効果的に雇用施策に取り組めるよう、現在、兵庫県及び14市（※1）と雇用対策協定を締結し、就職面接会を共同で開催するなど、連携、協力を行っていますが、今後も地域の実情を踏まえた取組ができるよう必要な見直しを図ります。

また、兵庫県及び県内10市（※2）と一体的実施事業（国が行う無料職業紹介事業と地方公共団体が行う各種相談サービスを、同一の施設内において一体的に実施し、ワンストップで行うサービス。）を引き続き推進します。

※1 加西市、尼崎市、三田市、たつの市、高砂市、丹波市、伊丹市、加古川市、淡路地域（洲本市、南あわじ市、淡路市）豊岡市、川西市、西宮市

※2 ○一体的実施事業（一般型常設窓口）
宝塚市、川西市、西宮市、丹波市
○一体的実施事業（生保型常設窓口）
神戸市（9区※）、尼崎市（2ヶ所）、姫路市、明石市
※西区は令和4年度中に開設予定
○ふるさとハローワーク
三木市、加西市



一体的実施施設（神戸市兵庫区）

2 労使等の関係者及び関係機関との連携

中小企業等における働き方改革が円滑に進むよう、県、労使団体、商工団体及び金融機関等の関係団体から構成される「兵庫地方働き方改革推進会議」を開催し、県内の中小企業等の状況や支援施策等について情報を共有し、関係団体が連携して中小企業等への支援を推進します。

また、「働き方改革についての包括連携協定」を締結した金融機関（兵庫県信用金庫協会、みなと銀行、但馬銀行、商工中金神戸支店）との連携を強化し、セミナーの共催や、金融機関の店舗網を活用した中小企業等に対する情報発信の展開などにより、各種支援施策の活用促進に取り組めます。



【R3年度 兵庫働き方改革担当者連絡会議】

3 大学・高校等における労働法制講義

実際の労働場面において、関係法令の不知によるトラブルを未然に防止し、若者の職業についての意識を高めることを目的として、県内の大学生等に対して労働法制の基礎知識を付与する「労働法制講義」を積極的に実施します。

また、神戸大学と兵庫県立大学においては、労働法制の基礎知識に加えて、企業・社会の現状や、それに対応した労働行政の取組等について更に広範囲かつ詳細な講義を盛り込んだ「連続講座」を実施します。

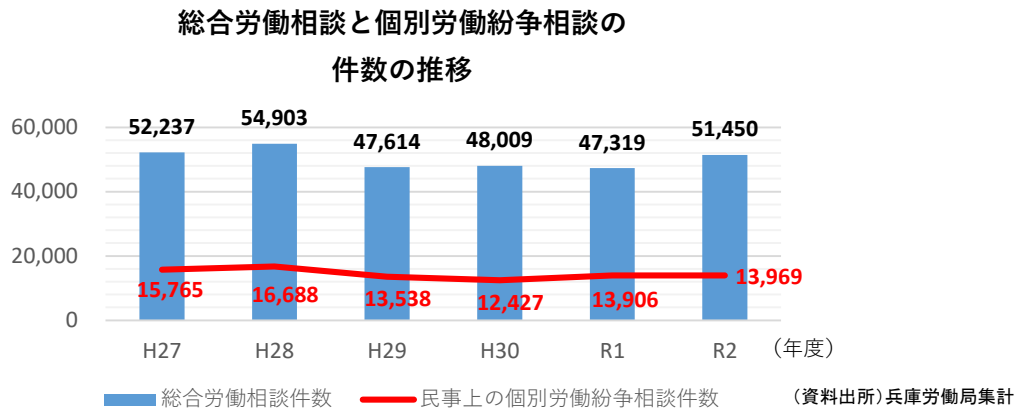


兵庫県立大学における第1回講義（令和3年度）

1 各種労働相談に対する的確な対応

(1) 総合労働相談コーナーにおける相談の対応

県下の労働基準監督署及び労働局の総合労働相談コーナーにおいて、専門の相談員が労働者や事業主からの労働問題に関するあらゆる分野の相談に応じるワンストップサービスを実施します。



(2) 個別労働紛争の解決の促進

●助言・指導

総合労働相談コーナーでは、紛争当事者の申出に基づき、問題点や解決の方向性を示すなど、紛争当事者間の自主的な紛争解決を支援します。

●あっせん

弁護士や大学教授等の労働問題の専門家であるあっせん委員が、公正・中立な第三者として紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図ります。

2 労働保険料の適正な徴収等

(1) 労働保険料等の適正徴収及び未手続事業の一掃対策

労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平性の確保、労働者の福祉の向上等の観点から労働保険料等の適正徴収を図るとともに、労働保険制度の一層の周知に努め、未手続事業の一掃対策を推進します。

(2) 口座振替制度

口座振替制度は、金融機関等への窓口に出向くことなく労働保険料の納付ができる等、事業主の利便性の向上に寄与することから、各種機会を活用し周知に努めます。

(3) 電子申請の利用促進

事業主が電子申請を利用することで、会社のパソコンから申請ができるなど利便性の向上に寄与することから、各種機会を活用し周知に努めます。

「e-Gov (イーガブ)」
にアクセス！

労働保険の申請は、 カンタン・便利な電子申請で!!

これまでの書面手続に比べて、
電子申請は簡単・便利！

自宅やオフィス、社労士事務所から、
インターネットを経由して、24時間
いつでも申請や届出ができます。

Anytime Anywhere Low cost

兵庫労働局

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3
神戸クリスタルタワー14～17階

URL

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/

総務部

総務課 078-367-9000
労働保険徴収課（徴収関係）078-367-0780
労働保険徴収課（適用関係）078-367-0790

労働基準部

監督課 078-367-9151
安全課 078-367-9152
健康課 078-367-9153
賃金室 078-367-9154
労災補償課 078-367-9155
（審査官室）078-367-9156
（医療係）078-367-9157

職業安定部

職業安定課 078-367-0800
職業対策課 078-367-0810
需給調整事業課 078-367-0831
訓練室 078-367-0801

雇用環境・均等部

企画課 078-367-0700
指導課 078-367-0820

労働基準監督署

神戸東労働基準監督署

（労災課）078-332-5353 （方面（監督））078-389-5340
（安全衛生課）078-389-5341 （総合労働相談コーナー）078-389-5345
〒650-0024 神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎3階

神戸西労働基準監督署

（労災課）078-576-1831 （方面（監督））078-570-0090
（安全衛生課）078-570-0091 （総合労働相談コーナー）078-570-0085
〒652-0802 神戸市兵庫区水木通10-1-5

尼崎労働基準監督署

（労災課）06-6481-1541 （方面（監督））06-7670-4921
（安全衛生課）06-7670-4922 （総合労働相談コーナー）06-7670-4926
〒660-0892 尼崎市東難波町4-18-36 尼崎地方合同庁舎1階

姫路労働基準監督署

（労災課）079-224-1481 （方面（監督））079-256-5788
（安全衛生課）079-256-5789 （総合労働相談コーナー）079-256-5793
〒670-0947 姫路市北条1-83

伊丹労働基準監督署

072-772-6224
〒664-0881 伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎

西宮労働基準監督署

（労災課）0798-24-8603 （安全衛生課）0798-24-8602
（方面（監督）・総合労働相談コーナー）0798-26-3733
〒662-0942 西宮市浜町7-35 西宮地方合同庁舎

加古川労働基準監督署

（労災課）079-422-5001 （方面（監督））079-458-8471
（安全衛生課）079-458-8472 （総合労働相談コーナー）079-458-8467
〒675-0017 加古川市野口町良野1737

西脇労働基準監督署

0795-22-3366
〒677-0015 西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎

但馬労働基準監督署

0796-22-5145
〒668-0031 豊岡市大手町9-15

相生労働基準監督署

0791-22-1020
〒678-0031 相生市旭1-3-18 相生地方合同庁舎

淡路労働基準監督署

0799-22-2591
〒656-0014 洲本市桑間280-2

公共職業安定所（ハローワーク）

神戸公共職業安定所

078-362-8609
〒650-0025 神戸市中央区相生町1-3-1

神戸港労働出張所

078-351-1671
〒650-0042 神戸市中央区波止場町6-11

三田出張所

079-563-8609
〒669-1531 三田市天神1-5-25

灘公共職業安定所

078-861-8609
〒657-0833 神戸市灘区大内通5-2-2

尼崎公共職業安定所

06-7664-8609
〒660-0827 尼崎市西大物町12-41 アマゴッタ2階

西宮公共職業安定所

0798-22-8600
〒662-0911 西宮市池田町13-3 JR西宮駅南庁舎

姫路公共職業安定所

079-222-8609
〒670-0947 姫路市北条字中道250
（東館）職業相談・雇用保険給付 （西館）求人・雇用保険適用

加古川公共職業安定所

079-421-8609
〒675-0017 加古川市野口町良野1742

伊丹公共職業安定所

072-772-8609
〒664-0881 伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎

明石公共職業安定所

078-912-2277
〒673-0891 明石市大明石町2-3-37

豊岡公共職業安定所

0796-23-3101
〒668-0024 豊岡市寿町8-4 豊岡地方合同庁舎

香住出張所

0796-36-0136
〒669-6544 美方郡香美町香住区香住844-1

八鹿出張所

079-662-2217
〒667-0021 養父市八鹿町八鹿1121-1

和田山分室

079-672-2116
〒669-5202 朝来市和田山町東谷105-2

西脇公共職業安定所

0795-22-3181
〒677-0015 西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎

洲本公共職業安定所

0799-22-0620
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5 兵庫県洲本総合庁舎1階

柏原公共職業安定所

0795-72-1070
〒669-3309 丹波市柏原町柏原字八之坪1569

篠山出張所

079-552-0092
〒669-2341 丹波篠山市郡家403-11

西神公共職業安定所

078-991-1100
〒651-2273 神戸市西区梶台5-3-8

龍野公共職業安定所

0791-62-0981
〒679-4167 たつの市龍野町富永1005-48

相生出張所

0791-22-0920
〒678-0031 相生市旭1-3-18 相生地方合同庁舎

赤穂出張所

0791-42-2376
〒678-0232 赤穂市中広字北907-8

兵庫労働局からのお知らせツール

兵庫労働局
HP



雇用環境・
均等部
YouTube



職業安定部
ハローワーク
YouTube



職業安定部
ハローワーク
Instagram



職業安定部
ハローワーク
Twitter

